

追加資料（第5回検討会の整理）

論点3

「無添加」、「不使用」の表示の在り方

令和元年11月
消費者庁食品表示企画課

「無添加」、「不使用」の表示の在り方について（取り得る手段（案））

分類		取り得る手段（案）	留意事項
規制 （罰則による担保）		食品表示基準 第9条 表示禁止事項とする	- 監視指導の実行可能性（食品が本来含む成分と添加したものとを見分けられるか。全ての食品添加物に対応できるのか。） - 食品添加物を使用しない事業者もいる中で、事実であることを表示させないことの妥当性。
		食品表示基準 第7条 任意表示とする	
通知		ガイドラインの策定	「無添加」等の表示の在り方について指針を提示。 - 食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項に当たるかどうかを判断するためのメルクマールになる。 - 既存の公正競争規約の改正、業界の新たな公正競争規約の策定につながる。
		Q & Aの見直し・追加	「無添加」等の表示の在り方について運用解釈を提示。 - 指導の目安となる。
現状維持		既存Q & Aの再周知、補足説明	- 一部の消費者が誤認している現状に何もしないのか。 - 添加物の表示だけでなく、添加物そのものの消費者理解が進められるのか。 - 既存のQ & Aを再周知することで解決する のか。¹

取り得る手段（案）に対する委員の御意見（第5回検討会議事録から）

分類	取り得る手段 (案)	委員からの御意見
規制 (罰則に よる担 保)	食品表示基準 第9条で表示 禁止事項とす る	・ 誤認につながる「無添加」、「不使用」表示の規制に向け、食品表示基準の改正が必要。 ・ ガイドラインであると、罰則まで科すことはできないので、実行性の観点から考えると、食品表示基準の第9条の検討、同基準の第7条の任意表示の検討ということも求めたい。 ・ 規制の対応となった場合、ここに監視の実行性という形でいろいろ書いてあるが、こういった場合に違反になるのかということをしつかり通知等で示していただきたい。
	食品表示基準 第7条で任意 表示とする	
通知	ガイドライン の策定	・ コーデックスがガイドラインを作っていることから、ガイドラインで対応すべき。 ・ 本当は全面禁止の規制をしてほしいが、添加物を使用せずに製造している、きちんとやっていると小さな事業者さんもあることから、誤認につながるような「無添加」、「不使用」表示が実質できないように明確化していくということで、ガイドラインの策定をするところが妥当。 ・ 誤認を防ぐための表示について指針を示すことが必要。Q&Aでは、あちらこちらにばらけており、今回、上田委員が誤認の類型について網羅的に出していたので、この辺を中心にガイドラインで示していくという形がよい。 ・ 事業者団体のヒアリングで加工－90を削除という要望があったが、削除するだけでは「無添加」表示に全く歯止めがなくなってしまうので、新たなガイドラインを策定するべき。 ・ ガイドラインを考えたとすれば、細かいところでいろいろ御意見が違ってくる可能性があるのでも、原点に立って、添加物が安全ではないと誤認しない表現というところから考えていくのも重要。
		・ 消費者の誤認を招かないようにするとの視点は最優先の課題なので、食品表示基準のQ&Aな どについての一定の整理は必要。 ・ 今のQ&A加工－90に問題があると思っており、削除が望ましい。
現状維持	既存Q&Aの 再周知、補足 説明	—

食品表示基準第9条（表示禁止事項）の考え方

（表示禁止事項）

第9条 食品関連事業者は、第3条、第4条、第6条及び第7条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

➡ 優良（有利）誤認：優良（有利）誤認にあたるか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断。

二 第3条及び第4条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

三～十二（略）

十三 その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示



食品表示基準第9条第1項第1号及び第13号の解釈を示すもの

（Q & A加工－281）

表示禁止事項の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容を誤認させる文字、絵、写真、その他の表示」とは、どのようなものですか。

（答）

1 加工食品の表示禁止事項は、第3条、第4条、第6条及び第7条（名称、原材料、添加物等）に関連するものに限定されます。

2 具体的には、例えば、以下のものが該当します。

- ・ 特定の原産地のもの、有機農産物など、特色のある原材料を一切使用していないにもかかわらず、当該特色のある原材料を使用した旨の強調表示
- ・ 産地名を誤認させる表示
- ・ 添加物を使用した加工食品に「無添加」と表示



Q & A加工－281は、第9条（表示禁止事項）の解釈を網羅的に示したものではない。

※表示を要さない加工助剤を添加物として使用しているにもかかわらず、添加物不使用と表示すること。

➡ 第9条第1項第13号に抵触する可能性（Q & A加工－90）

※ 単に「無添加」と表示すること

➡ 第9条第1項第2号に抵触する可能性

➡ 糖類、ナトリウム塩不使用との表示と紛らわしい場合もあるという問題は存在するものの、消費者がどのような意識で単なる「無添加」を認識しているのかということも考慮する必要がある。



食品表示基準第9条の表示禁止事項に当たるかどうかを判断するためのメルクマールとなるものが必要ではないか。

既存の通知の整理

通知の分類	内容
次長通知	・食品表示法の改正を周知する施行通知。 ・指導部局宛に、義務表示事項について事業者への指導指針を示す通知。
ガイドライン (指針) (課長通知)	○ <u>義務表示事項について、事業者が表示を作成する際の考え方を示すもの。</u> (例) ・食品期限表示の設定のためのガイドライン ・食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン ○ <u>義務表示事項でないものについて、事業者が自主的に情報提供する際の考え方を示すもの</u> (例) ・冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン ・トランス脂肪酸の情報開示に関する指針
Q & A (課長通知)	・食品表示基準の運用解釈を示すもの。

用語の問題

（人工・合成、化学調味料）

① 人工・合成について

「天然添加物」の表示の使用が認められていない中で、「人工」及び「合成」の用語が、食品表示基準に規定されていることについて。

② 化学調味料について

「化学調味料」という用語は、過去に定義があったものの、現在は削除されているが、このような用語の取扱いについて。

(参考) 第5回検討会意見

第5回検討会議事録から

有田委員	- エビデンスに基づいて条件付き強調表示というコーデックスの考え方ではないかと思っっているという意見を申し上げておきます。 - コーデックスがガイドラインを作っていますので、私はガイドラインで対応していただくことがよろしいのではないかと考えます。
稲見委員	(資料3の)15ページにまとめていただいている、(中略)一番上の規制というところで対応となった場合、ここに監視の実行性という形でいろいろ書いていただいておりますが、どういった場合に違反になるのかというところをしっかりと通知なりで示していただきたいと考えられています。というのも、違反という形になれば、公示、公表、罰則という形で私も対応していかなければなりませんので、ケースや自治体間で判断にばらつきがないように、ぜひその辺については御検討いただきたいと思えます。
大熊委員	「おみそ」は、時代の流れの中で「だし入りおみそ」が中心になっております。つまり、一つの簡便化志向とかトレンドの中で商品は変化しています。そうしますと、「本来のおみそ」、原材料が米あるいは小麦、大豆と食塩だけで作ってきた「おみそ」と区別するために、「無添加」という表示がおみそには多いです。つまり、そのことは必ずしもお客様を誤認させるという視点ではなくて、メーカーさんの視点は、本来の商品に関して表す言葉を「無添加」として選んでいます。 「自主的かつ合理的な選択の機会」という食品表示法の原点の部分で用語が使われているということも考慮に入れないければならないのではないのでしょうか。全てが消費者の誤認を招いているとか、背景が誤認を招くような使用方をしているということではありません。 - 無塩漬に関しては、表面的な「無添加」云々ではなくて、メーカーさんが10年、20年という中で、添加物という不安感が少しでもあるのであれば、そういうものを除いて何とか物が作れないかという技術革新のたまもので出上がったものです。 - 言葉、用語の使い方の中で否定的というか、誤認という視点だけではなくて、「消費者の選択に資する」という部分の中で使われているということも考慮に入れないかと思えます。
佐藤委員	(みそ)「無添加」の意味を皆さんにもっとよく知ってもらってもう必要はあるのかなと思います。 - 着色料に関しては着色料不使用というのは意味が無いのではないかなと思います。 - 漂白剤に関しては、亜硫酸は用途名併記ですが、別の方法で漂白している場合は、表示は無い場合もあるかもしれない。加工助剤で漂白していない場合に表示で区別できないのであれば、無漂白というものがあるのかもしれないと思うのですけれども、少なくとも着色料に関しては、この際、無着色というのとは意味が無いのではないかなと思います。

第5回検討会議事録から

上田委員

- ・ 誤認につながる「無添加」、「不使用」表示の規制に向け、食品表示基準の改正が必要と考えます。
- ・ 今までの検討会で出された意見及び消費者意向調査の結果も踏まえ、誤認につながっていると考えられる「無添加」、「不使用」表示の例を挙げさせていただきました。このような表示について議論していただければと思います。
- 1つ目は、単なる「無添加」の表示、あるいは「化学調味料」のような法令にない用語を用いた表示です。
- 2つ目は、消費者が「他の食品添加物を使用していない」、「添加物の量が少ない」と誤認する表示の例です。
- 3つ目は、食品添加物の安全性に疑義を抱かせる表示です。「無添加なので安心してお召し上がりください。」といった表示がよく見られます。
- 4つ目は、一般に食品添加物〇〇が使用されない、あるいは消費者の方々がその使用を予期していない食品への「〇〇無添加」、「〇〇不使用」表示です。例では、レトルト食品に「保存料無添加」を挙げました。
- 5つ目は、使用が法令で認められていない食品に対する「無添加」、「不使用」表示の例があります。
- 6つ目は、同一機能の食品添加物によって代替されている場合。
- 7つ目は、類似機能の食品添加物によって代替されている場合。
- 8つ目は、同一成分を含む代替原材料を使用している場合の「無添加」、「不使用」表示です。
- 9つ目は、製造工程全てにおいて食品添加物が使用されていないことが確認されていない場合における「不使用」表示です。
- 10番目は、消費期限、賞味期限、保存方法と混同するおそれのある表示です。なぜか、食品添加物と組み合わせ、早めに召し上がってくださいとなっております。
- 11番目はすけれども、法令の趣旨に合致しない用語を用いた「無添加」、「不使用」表示の例です。先ほどの消費者庁の資料にもあったと思います。「人エ〇〇」、「合成〇〇」、「化学〇〇」といった用語が使われる場合があります。
- ・ 人工や合成を冠した用途名、一括名の法令からの削除が必要と考えます。
- ・ 例えば単なる「無添加」と書いてある場合です。本来に使っていないかどうか調べるのは、サンプルを分析しても恐らく難しいということはあるにしろ、単なる「無添加」だと対象が何だか分からないわけで、ガイドラインの中で禁止事項にする手段もあるかもしれない、食品表示基準中で禁止にできるのではないか。要するに、「無添加」としか書いていない、対象がどこにも書いていない場合は禁止できるのではないかという意見です。
- ・ 第9条の禁止事項にしない、できないと判断した場合、できない理由をしっかりと整理しておく必要があると思います。

第5回検討会議事録から

浦郷委員

- 何々無添加とか何々不使用という表示を消費者が見ることによって、添加物を使用することが良くないこととか、添加物を使用しない方が安全であるという誤った認識を持ってしまうということは、これは何とかしたいなと思っっています。
- 添加物を使用していないけど同じような効果が得られる代替原材料を使用している場合もあるということを踏まえ、えまずと、「無添加」とか「不使用」とか、表示できる基準をもっと明確にしていくなが必要かと思えます。本当は全面禁止の規制をしてほしいと思うところでもありますけれども、添加物を使用せずに製造している、きちんとやっている小さな事業者さんともいるところですので、そこまでしなくても、誤認につながるような「無添加」、「不使用」表示が実質できないように明確化していくことで、私もガイドラインの策定をするところがあるのかなと思います。
- 「化学調味料」という言葉を使わせない。それから、「人工甘味料」とか「合成甘味料」の「人工」とか「合成」という表示。基準から削除されていても「化学調味料」という表示が使われていたということもありますので、「化学」とか「人工」とか「合成」という表示はしないように持っていくようなガイドラインを作ってもらいたい。あと、単なる「無添加」表示もですね。
- 上田委員のところでもレトルト食品への「無添加」とありましたが、同じようなことで、冷凍食品に保存料「不使用」というものもありますので、そういうものも実質使えなくなるような基準を明確化していく方向がいいのではないかと思います。
- 私は何でもそれは「無添加」という表示が多いのかと思っていましたが、だし入りのものだしを入れていないものの区別のために、「無添加」の表示をしているというお話でした。ならば、だしが入っている方に「だし入り」ときちんと書けばよいだけのことであって、「無添加」と書いたときに、消費者が「これはだしが添加されていないものだ」として受け取るかというと、「無添加」と書いてはならないと思います。報告書の方にもありますけれども、消費者は安全で健康に良さそうだという認識で受け取ってしまう。つまり、添加物は良くないねという方の意識になってしまふのかなと思います。
- 単なる「無添加」というのは誤認を招くので、やめてほしいということです。
- 無塩漬に関しては、無塩漬は製法ですね。添加物とはまた違うので、私は無塩漬という表示はあっても構わないと思っっています。

- 消費者としては、規制を積極的に望んでいるわけではありません。と申しますのは、本来、表示を見れば商品の中身がよく分かるようになっていて、更に消費者が添加物を正しく理解してさえいれば、誤認するような「無添加」、「不使用」の表示は避けられるはずだと思います。
- 上田委員が出された資料の（７）類似機能の食品添加物が使用されている場合における「無添加」、「不使用」表示ですけれども、これはそれぞれの食品添加物の使用目的が、例えば日持ち向上であるということが分かるようになっていけば、あえて保存料不使用と書くことも無くなるのではないかと思います。
- 本来そうあってほしいのですけれども、現実はどうではないので、誤認を防ぐための表示について指針を示すことが必要だと思います。Q&Aでは、あちこちにガイドラインで示していくという形がよろしいかと思えます。
- 無塩漬というのは普通のハム、ソーセージとは別物、と言うと語弊があるかもしれませんが、特徴のある商品です。しかも、取扱いに注意が必要な商品であるということ、基準でも「無塩せき」と書くということになっていえると思います。「無塩漬」という言葉には、添加物を使っていないという文言が入っておらず、「無塩漬」という製法で作っていますということなので、それは排除するに当たらないと思っています。
- 問題は、添加物が安全ではないと誤認してしまうおそれがあるので、何々不使用はやめましょうという話になっていると思います。例えば、着色料は使用しておりませんの代わりに、無着色とか無漂白という言い方であれば可能ではないかと思っています。ガイドラインを考えるところでいろいろ御意見が違ってくる可能性はあると思いますので、原点に立って、添加物が安全ではないと誤認しない表現というところから考えていくのも重要だと思います。
- 実際、表示義務のないような添加物を使っているのに、何々不使用と書いている例もあるので、それであれば虚偽にも当たるとはならないということで、誤認を招くと考えております。
- 結局、食品表示基準第9条をどう運用するかという話だと思ふのですけれども、私は上田委員が出された、誤認につながる「無添加」、「不使用」表示を、食品表示基準第9条とそごがないかどうか、一つ一つ自分なりに見たつもりではあります。なので、これについてそごがあるということであれば、どう違ふのかということをお教えをいただければと思います。

武石委員

- 「無添加」、「不使用」表示につきましては、表示対象となるものが添加物に限らず、糖類等の原材料についても行われている。使われる用語自体も様々であり、様々な業種の商品において広範に使われている。これが現在の食品表示基準に違反するとは考えておりません。
- 食品産業センター会員企業の、「無添加」、「不使用」表示についての意見。これは資料として1回提出しておりますが、そのときもお話ししましたが、意見は様々であり、何らかの形で規制あるいはQ&Aにより整理すべきとの意見が多い一方で、現状維持あるいは規制強化には反対との意見もあります。
- そういった中で、食品産業センターとしては、消費者庁のアンケート調査、今回も示されましたが、そういったものを踏まえれば、消費者の誤認を招かないようにするとの視点は最優先の課題であろうと考えますので、食品表示基準のQ&Aなどについての一定の整理は必要だと考えております。
- 現に、景品表示法により公正競争規約を定めて、自主規制を行っている事業者等の扱いについても、事務局の考え方を確認させていただきたい。現にこういった自主規制を行っている者については、影響を最大限少なくするということも検討すべきと考えております。
- 食品表示基準や景表法との関係で、どう整理するのでしょいか。
- コーデックスの一般原則なり強調表示の考え方とはどう整理されているのでしょうか。
- 食品表示基準第7条の栄養成分の強調表示との関係の整理ということで、食品表示基準第7条は、一般的に任意表示ということですが、（中略）栄養成分について、摂取量を抑えるために細かく規定し、健康維持を図るために設けられているものであって、食品添加物の摂取量について、そこまで細かな記載が必要かどうかという点がい疑問だと思いました。
- 食品表示基準第7条の栄養成分の強調表示は任意表示ですけれども、それを「無添加」表示ということで、9条の表示禁止事項にも規定を盛り込むことは可能なのでしょうかという質問をさせていただいております。

武石委員	• 一般的に聞きますのは、各業種とも人口減少の中で競争が結構厳しいものですから、どうしても競合する中で少しでも消費者のニーズがあるような商品を生み出したという視点で、特に流通の方からの要望に沿って、「無添加」というものをやっている事業者がいて、仮にそれが規制されるのであればやめたいという事業者も当然おられます。一方で、「無添加」について、比較的厳しい自主規制でやっているの、是非この「無添加」の商品は残してほしいといった事業者はいるのも事実でございます。 • 誤認につながるような表示というのは、一般的には禁止と整理されるべきだと思いますが、優良誤認という規制がかかっておりますので、そこまですぐと景表法との考え方を整理した上で、かなり悪質あるいは虚偽といったものについて禁止するのは分かりますが、一般的に消費者が誤認してしまうといったことで禁止規定まで設けるのは行き過ぎだと思えますし、現に公正競争規約で認められているわけですから、そういったものにまで規制が及ぶというのはいかがなものかという視点で、今回、質問とかを整理させていただいたつもりです。 • そこ（ガイドラインという方向性）だけ集約されるのは、ちょっといかがなものかと思うのですが、ガイドラインについて考えを述べよと言われれば、ガイドラインの位置付けが非常に不明確だと思っております。食品表示法上で、食品表示法と食品表示基準、その下に次長通知があつてQ&Aがある。既にこれだけの法律以外のガイドライン的なものがある中で、また別途、ガイドラインを定めることの意味合いとか、次長通知で書けないのか、Q&Aの整理で済まないのかといった辺については、もっと慎重に議論する必要があると思います。
-------------	---

第5回検討会議事録から

- 委員のお考えを聞いていると、「無添加」、「不使用」というのが添加物の安全性を危惧させるようなことにながらるので、それを禁止すべきという御意見だと思えます。となると、この資料の2ページの一番下、食品表示基準第9条第1項第1号の優良誤認という範囲でおっしゃっている趣旨と解釈するというのは、行政的に非常に難しいのではないかと考えます。
- 一般論として、ただ単に「無添加」と言ったことをもって、この優良誤認に当たると言えるのかというのは、私は個人的には非常に疑問で、仮に皆さんのおっしゃっているような安全性を危惧させるから「無添加」という用語をやめようというのであれば、基準改正して、第9条第1項に第14号を作って「無添加」と書かざるを得ないだろうと考えるのですが、いかがでしょうか。
- 上田委員が出された資料は、誤認につながっている「無添加」となっていますから、そういう意味では、資料の2ページの第1号の誤認につながらる、この第1号で読める範囲。すなわち、「無添加」全体がだめと言っているわけではなくて、その中の誤認につながるというのをおっしゃっておられるので、そうであれば、この第1号の解釈通知みたいな形で整理するというのは行政的にできるだろうと思うのですけれども、「無添加」を全てやめようという御意見なのかという点について、もしよろしければ委員の御意見をお聞きしたいと思えます。
- 仮に誤認につながらる、つながらないに関係なく、無添加を全て禁止しようとする、基準改正が必要となつて、その根拠が、一般論としての添加物の危険性の危険性を危惧させるからという議論では、それは消費者教育の問題じゃないかという議論とかみ合って、法律改正を行う根拠としては弱いのではないかという気もするのですけれども、先生方の御意見をもうちょっとはつきりさせていただいた方が、議論が進めやすいのかなと思うので提起したところでございます。
- この点について、事務局は事務局で法律論的に整理することも必要かもしれませんが、委員がそこまで求めているというのであれば、事務局の整理もまた必要無いので、委員の御意見をまずお聞きしていただいた方が適當ではないかと思えます。

中垣委員

- ・ 現状の「無添加」、「不使用」表示は消費者に様々な誤認を与えているので、現行の表示規則を見直すべきであるということです。先ほどからもお話があるように、店頭を見ますと、今、パッケージの表面には「無添加」、「不使用」いろいろな用語の書かれた商品を見かけます。その結果、消費者庁の意向調査では、こうしたものを選ぶ消費者が過半数であり、その理由として「安全で健康で良さそう」ということが最も多く挙げられているので、誤認、安全性の理解を妨げる要因になっている。優良誤認という言葉はここでは使っていません。恐らく優良誤認というよりは、食品添加物の安全性の理解を妨げることが問題だと思います。
- ・ 実際は消費者が抱く期待とは異なり、ギャップを生じさせている。実は、このギャップもいろいろでして、誤認の程度もかなり違うのかと思います。例えば、それぞれのケースで誤認させている。
- ・ このことは、消費者の選択を誤らせるということはもちろんですが、もう一つ大事なことは、事業者の公平な競争の妨げになっているのではないかと思います。例えば、代替の添加物も全然使わず、加工助剤、キャリアーオーバーも全部厳格にチェックして、きちんと「無添加」と表示している食品もある。その一方で、そこを厳格に守っていない食品もあるということになります。真面目に取り組んでいるところと、真面目に取り組んで表示していないところに関して、今、不公平な状況が出てきているのではないか。
- ・ 食品表示法の基本理念が規定されている第3条第2項に、食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮ということがあります。実は現行の規制の曖昧さが公平な競争の確保を妨げているのではないかと思います。
- ・ どのルールが問題なのかということですが、私は今のQ&A加工-90に問題があると思っており、削除が望ましいと思っています。この加工-90ですけれども、先ほど消費者庁がそれぞれ分解して説明してくれたので、そのとおりですが、なお書きの加工助剤に関するところですが、ヒアリングでは食塩や砂糖も加工助剤で添加物を使用されていることを考慮すると、「無添加」の表示は出来なはいはずだといった事業者の方々がいますが、それがなかなか守られていない。Q&Aでは、これを周知したとしても限界があるのではないかと考えます。
- ・ 「無添加」ということでの表記がありますが、この表記の仕方が、「〇〇無添加」と具体的に表示することが望ましいのではないかと思います。むしろそれが望ましいとも読めるような書きぶりになっていきます。また、同種の製品の添加物の使用の「同種」という書き方も曖昧です。（中略）農水省のJAS法の中では、JAS規格の中で、上級のものがこの添加物は制限するという思想もあるのではないのでしょうか。そういうことであれば、一定の条件を除いても「無添加」と表示して差し支えなく、むしろ、そのような基本スタンスであるということがありまして、食品添加物の安全性に関して「無添加」と書くことで誤認させているという観点が全然ないということが問題ではないかなと思います。なので、加工-90の抜本的な見直し、又は削除を検討すべきであります。
- ・ 事業者団体のヒアリングで加工-90を削除という要望がありましたが、削除するだけでは「無添加」表示に全く歯止めがなくなってしまうので、新たなガイドラインを策定するべきではないかと思えます。

- 今後ですが、新たなガイドラインの策定というところがいいのではないかと思います。（中略）ガイドラインの策定によって、一定の歯止めになっているものもあります。それから、ガイドラインを細かく定めることで、事業者が都合よく読まないといいますが、そこをきちんと明確にすることで、公平な競争ということも確保出来るのではないかと思います。・ガイドラインの策定に当たっては、加工－90の一部を、今あるルールももちろん一部加筆・修正しながら盛り込んでもらうということ。それから、今、加工－90の中にない同種の目的の添加物の使用や、代替原材料の使用の制限についても検討していただきたいと思いますし、一部の誤認を招く用語の禁止ということも盛り込んでもらいたいと思います。
- 武石委員の御説明の中にもありましたけれども、今、Q&Aやいろいろな規定がばらばらで、一括した物の考えが示されていない。ガイドラインの中でそういったことも含めて、添加物の考え方とかも含めて、実は「無添加」ということが消費者を誤認させてしまうこともあるので、慎重に様々な条件を満たしたものが書けるようにするというようにしていけばいいのではないかと思います。
- 一方、最後に書いていますが、ガイドラインということになりますと、罰則まで科すことはできないということもで、実行性の観点から考えると、食品表示基準の第9条の検討、同基準の第7条の任意表示の検討ということも求めたいと思います。
- 公正競争規約が業種によって余りに違い過ぎるというのが、消費者団体のヒアリングの中にもありましたが、業者によっては「無添加」というものをほとんど使わせないようにしているところもある。一方で、みそに関して、大豆、穀類、食塩等々以外の原材料、又はキャリーオーバー若しくは加工助剤を使用したものについて「無添加」の表示はしていないということは、裏を返すと、こういう風になら「無添加」と表示してもいいですよと読める。そういう書きぶりになっていて、他のものと書き方が違うと思います。
- 一つの疑問は、食塩もあるのですが、実際に加工助剤を使わない食塩というのは、なかなか手に入りにくいのではないかと思います。実際にこれはどのぐらい守られているのかなというのが1点。
- みそは特に「無添加」の文字が大きいものが多過ぎると思います。なので、公正競争規約がこのようにばらつきがあることで、業界によっては「無添加」競争になっているものもあれば、業種によっては全く「無添加」と書かれていない業界のものもありますので、今回いろいろな報告書とか取りまとめの方向の中で、公正競争規約のばらつきということも問題として指摘した方がいいのではないかなと思います。
- 第9条の事由に入れるのかどうかということですが、私もそこまでも、私でも、他の事項と比べると公平感がないというか、ちょっと慎重であるべきだと思います。なぜならば、添加物を「無添加」、「不使用」という表示が優良誤認かどうかということですが、いろいろな資料でも優良とは書いていないと思います。
- そもそも「無添加」、「不使用」が優良誤認かどうかということはありますが、消費者に、例えば公正競争規約でも幾つかのところ品質を誤認させるということがあって、その点で問題だということだと思います。表示禁止事項ということまでではないのですが、ただし、考え方と示し、ガイドラインという形でどうかということを御提案しているところです。